

議案第 5 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 1 2 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部 1 4 の項中「都民税」の次に「・森林環境税」を加え、同表 3 建築・都市計画・土木関係の部 1 の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同部中 4 6 の 8 の項を 4 6 の 1 0 の項とし、4 6 の 7 の項の次に次のように加える。

4 6 の 8	建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1 件につき 2 8, 0 0 0 円	認定申請のとき。
4 6 の 9	建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1 件につき 2 8, 0 0 0 円	認定申請のとき。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 4 8 の項中「3 4, 0 0 0 円」を「3 9, 0 0 0 円」に、「6 5, 0 0 0 円」を「7 6, 0 0 0 円」に、「1 3 3, 0 0 0 円」を「1 4 9, 0 0 0 円」に、「2 0 0, 0 0 0 円」を「2 2 5, 0 0 0 円」に、「2 6 1, 0 0 0 円」を「3 0 5, 0 0 0 円」に、「3 3 7, 0 0 0 円」を「3 7 0, 0 0 0 円」に、「4 6 0, 0 0 0 円」を「4 9 7, 0 0 0 円」に、「2 0, 0 0 0 円」を「2 1, 0 0 0 円」に、「4 6, 0 0 0 円」を「5 1, 0 0 0 円」に、「1 0 0, 0 0 0 円」を「1 1 3, 0 0 0 円」に、「1 8 5, 0 0 0 円」を「2 0 4, 0 0 0 円」

に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,000円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に、「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同部49の項中「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同部54の項中「用紙1枚」を「1通」に改め、同項の次に次のように加える。

54 の2	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき 900円	交付のとき。
----------	---	-----------	------------	--------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部55の項及び55の2の項を次のように改める。

	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 (1) 500平方メートル以内のもの 20,000円 (2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円 (3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 54,000円 (4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 89,000円 (5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 123,000円	許可申請のとき。
--	---	----------------------------	--	----------

(6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 201,000円

(7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 220,000円

(8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 275,000円

(9) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 364,000円

(10) 100,000平方メートルを超えるもの 533,000円

2 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ、次に掲げる額

(1) 500平方メートル以内のもの 18,000円

(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 28,000円

(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 35,000円

(4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 54,000円

(5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 66,000円

(6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 121,000円

(7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 1

			34,000円 (8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 163,000円 (9) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 207,000円 (10) 100,000平方メートルを超えるもの 292,000円	
55 の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は、533,000円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、55の項に掲げる額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、55の項に掲げる額 (3) その他の変更については、15,000円 2 土石の堆積を行う場合 1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が	変更許可申請のとき。

			292,000円を超えるときは、その手数料の額は、292,000円とする。 (1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、55の項に掲げる額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ、55の項に掲げる額 (3) その他の変更については、15,000円	
--	--	--	--	--

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部中55の3の項を55の5の項とし、55の2の項の次に次のように加える。

55 の3	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき 900円	交付のとき。
55 の4	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5条第3項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	1通につき 700円	写しの交付のとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 建築・都市計画・土木関係の部48の項、49の項及び54の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定、同部55の項及び55の2の項の改正規定並びに同部中55の3の項を55の5の項とし、55の2の項の次に次のように加える改正規定は、令和6年7月31日

から施行する。

(提案理由)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定を踏まえ、区民関係手数料の名称を改めるほか、建築基準法の一部改正及び宅地造成等規制法の一部改正等により、建築・都市計画・土木関係手数料の新設等をする必要がある。